

【飯能市】訪問介護と訪問型サービスを一体的に運営する場合の基準

指定基準	訪問介護と国基準相当訪問型サービス(みなし)を一体的に運営	訪問介護と市独自訪問型サービス(サービスA)を一体的に運営	市独自訪問型サービスAに特化して運営											
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可。 ・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (資格要件) ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可。 ・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (資格要件) ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 ・訪問型サービスAを担当する従事者は、一定程度の研修受講者でも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可。 ・従事者 必要数 (資格要件) ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 ・一定程度の研修受講者 のいずれかの要件を満たすこと 											
	<p>サービス提供責任者 <配置基準> 利用者 40人 1人以上 41人～80人 2人 ：</p> <p><責任者要件> 常勤の ・介護福祉士 ・実務研修修了者 ・3年以上の実績のある介護職員初任者研修等修了者</p> <p>※一部非常勤可</p>	<p>サービス提供責任者・訪問事業責任者 <配置基準> 【例】利用者 40人の時は①または②の配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用者数</th> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国基準</td> <td>1～39人</td> <td>サ責1人</td> <td>サ責1人</td> </tr> <tr> <td>訪問サービスA</td> <td>39～1人</td> <td>訪責1人以上</td> <td>サ責1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※要介護者と一体的に運営する場合、要介護者にはサービス提供責任者・要支援者には訪問事業責任者が従事。 サービス提供責任者は、国基準相当サービスの基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務できる。この場合、事業対象者1人を要介護者1人とみなす。</p> <p><責任者要件> 常勤の ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 ・事業対象者を担当する訪問事業責任者は、一定程度の研修受講者でも可</p> <p>※一部非常勤可</p>		利用者数	①	②	国基準	1～39人	サ責1人	サ責1人	訪問サービスA	39～1人	訪責1人以上	サ責1人
	利用者数	①	②											
国基準	1～39人	サ責1人	サ責1人											
訪問サービスA	39～1人	訪責1人以上	サ責1人											
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 													
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と情報の提供 等(現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 ※訪問型サービスA利用者に対しては、必要に応じ、個別サービス計画を作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持時 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意(生活援助に限る) ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持時 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 											